

海難審判所の現状

1 海難審判制度の目的と任務

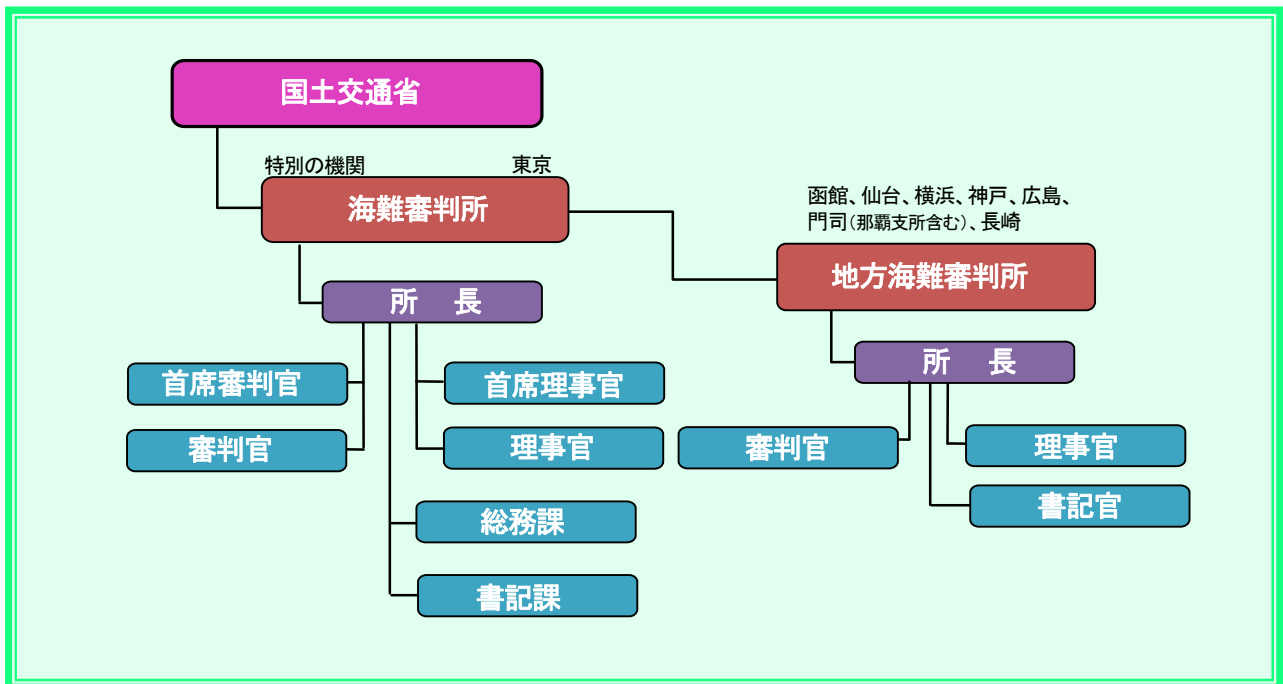
海難審判法は、第1条において「職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手續等を定め、もって海難の発生の防止に寄与することを目的とする。」として目的を定め、第8条において「海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。」として海難審判所の任務を定めています。また、これら任務を達成するための手段として、第9条において海難審判所を行う調査や審判などの所掌事務を定めています。

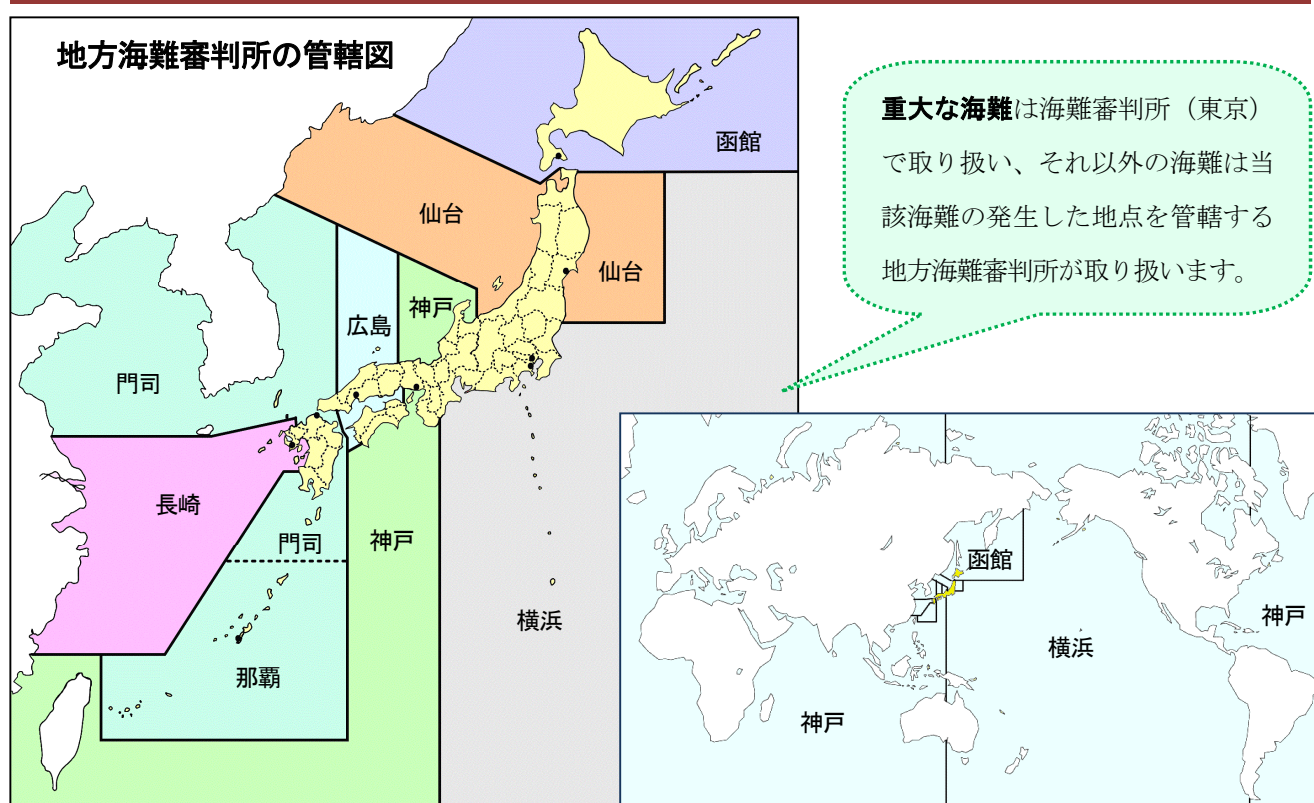
2 海難審判所の組織と管轄

海難審判所は、国家行政組織法第8条の3に規定された「特別の機関」であり、国土交通省に置かれています。

海難審判所の組織は、25人の審判官と23人の理事官、その他の職員34人からなる82人で構成されており、海難審判所（東京都）と函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司（北九州市）、長崎の各地方海難審判所及び門司地方海難審判所那覇支所の全9箇所の審判所で、海難の調査や審判業務を行っています。

組織図





重大な海難（海難審判法施行規則第5条）

- 1 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生したもの
- 2 5人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの
- 3 火災又は爆発により運航不能となったもの
- 4 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- 5 次に掲げる船舶が全損となったもの
 - イ 人の運送をする事業の用に供する13人以上の旅客定員を有する船舶
 - ロ 物の運送をする事業の用に供する総トン数300トン以上の船舶
 - ハ 総トン数100トン以上の漁船
- 6 前各号に掲げるもののほか、特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

3 海難審判所の現状

海難審判制度は、昭和23年の海難審判法施行以来、理事官による調査・審判開始申立てと、海難関係人が列席する対審形式の審判により、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失を認定して懲戒を行ってきました。平成20年の法改正により、その目的の一部が変わりましたが、現在においても海難の原因に関わる船員等の行為を特定すること、その故意又は過失を認定すること及び懲戒の量定を判断することがいずれも容易でないことから、このような手続きをとっています。

海難審判所では、テレビ会議システムを活用した調査・審判の実施による関係者の利便性の向上、GPS、AIS、VDR等航海機器類のデータの活用による調査精度の向上、ホームページの充実による適時適切な情報発信などに努めています。

コラム

海難審判のはじまりは坂本龍馬？

わが国の海難審判制度は、1896年（明治29年）に制定された『海員懲戒法』で単独の法制度として確立されたのち、1947年（昭和22年）に制定された『海難審判法』に受け継がれ、現在まで100年以上の歴史を有しています。

海員懲戒法が制定される前は、船員に関するわが国初の法規として1876年（明治9年）に制定された『西洋形商船船長運転手及機関手試験免状規則』に基づいて、裁判所や船舶司検所（船舶検査と海技試験を行う機関）の審問によって、海難を起こした船員に対する免状停止等の処分が決められていました。

これより前、1875年（明治8年）12月に瀬戸内海で船舶同士が衝突し、24人も人命が失われるという大事故が発生したとき、臨時裁判所が開設され、原因の究明が行われたことがあり、これがわが国で初めての公的な海難審判とされています。

ところで、海難審判のはじまりは、もっと前にあったとも言われています。

元号が明治に変わる前年の1867年（慶応3年）、幕末の志士坂本龍馬ら海援隊が乗った『いろは丸』が瀬戸内海を航行中、紀州藩の軍艦『明光丸』と衝突して沈没するという海難が発生

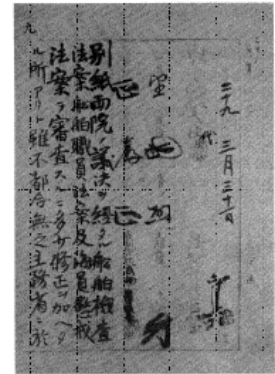


坂本龍馬の像

しました。幸い、いろは丸の乗組員は明光丸に救助されて無事でしたが、諸藩に売るために積んでいた大量の物資は船とともに海の藻くずと消えてしまいました。

そこで、龍馬は、当時の日本ではあまり知られていなかった国際ルール『万国公法』を持ち出して紀州藩と損害賠償の談判を行い、多額の賠償金を勝ち取りました。この談判の中で、龍馬は、航海日誌や談判記録に基づいて、万国公法に則って判断するため、海運先進国であるイギリスの海軍提督に裁断を仰ぐなどの要求をしており、これが日本の海難審判のはじまりであったと言われているのです。

龍馬が紀州藩と談判を行った広島県福山市の軀には、『いろは丸展示館』があり、いろは丸の引き揚げ物などの関連資料が、沈没状況のジオラマとともに展示されています。歴史に興味のある方は一度足を運んでみてはいかがでしょうか。



海員懲戒法の制定何書



いろは丸展示館